

# 「困ったなあ」

## 「答ええます」

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささき ともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

## Q 亡き父に隠し子がいました。遺産分割をやり直す必要がありますか？

お恥ずかしい話ですが、亡くなった父親に隠し子がいたのです。父はとも元氣だったのですが、2年半前、80歳の時に急に亡くなりました。本人もまだまだと思っていたので、親代々の財産などいぶんあったのに、遺言はありませんでした。相続人は母と我々きょうだい4人。加えて、父が若い時に外で作った弟がいて、非嫡出子の相続分も最近同じになったので、5人の子供の相続分2分の1を平等に分けました。遺産は不動産や株式、預貯金など総額10億円に上ったので、1人頭1億円ほど、それはそれは大変な作業でしたが、無事に終わってほっとしました。

ところが、今になって裁判所から訴状が届いて、びっくり。20歳の女性が弁護士をつけて、父の死後認知を求めてきたのです。その母親は亡くなっています。母に聞いたら、実は……と。父から聞いていた、年も年だからまさかできるまいと思っていたのに何の弾みかできてしまった、今度ばかりは世間体も悪く認知は

しない、その代わり扶養その他今後必要な金を一括で渡しておく、相手の女性にはその旨証文も書いてもらったと。1億円近くを渡したようです。であれば相続分はすでに渡しているのだし、生前贈与になりませんか？それでもまた遺産分割のやり直しになるのでしようか？

## A まずは父子関係の証明を。相続のやり直しの心配はありません。

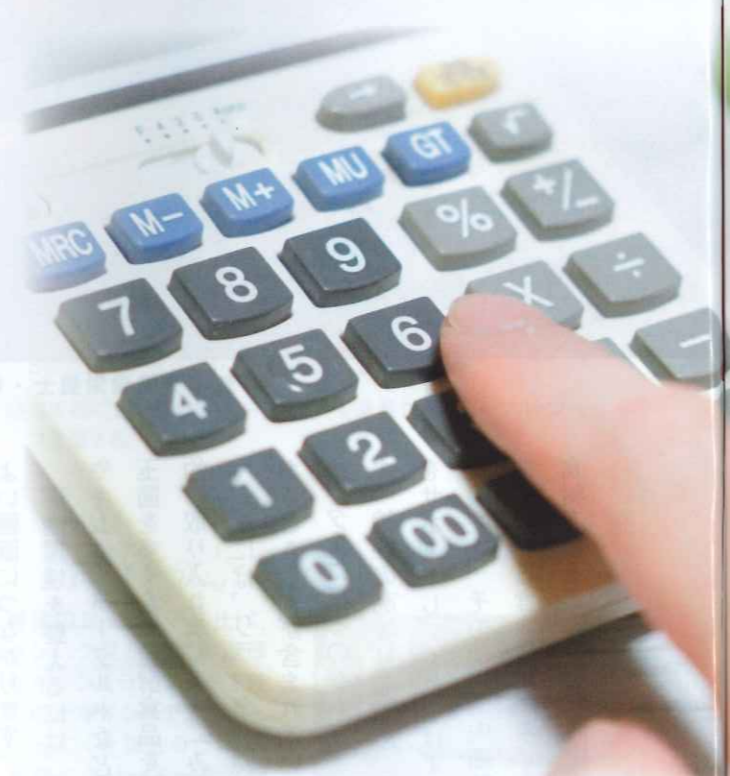
ずいぶん艶福家のお父様だったんですね。お母様も長い間大変なご苦労をされたことでしょう。ただ、耐えて離婚はしなかったので、5億円分の遺産は入り、最終的にはまあ良かったというところでしょうか。お母様の遺産はきょうだい4人で分けることになりそうです。

生前の認知はいつでもできますが、死後認知の訴えは死後3年以内に限って起こすことができます。父親はすでに亡いので被告は検察官、具体的には○○地方検察庁検事正○○です（地方にいた時、マスコミが私にこっそり「検事正が認知の訴えを起こされています」と知らせてくれたことがあります（笑））。

認知の効力は出生時にさかのぼります。ただ、お母様の話は話として、本当に父子関係があるのかどうか。お父様をご存命なら、互いの口腔内粘膜を取ってDNA鑑定にかければ一発で分かりますが、故人なので、ご相談者らきょうだいが協力すれば、かなりの確率で父子関係は分かります。血液型の矛盾がな

いか、顔立ちには似ているか、お父様と付き合っていた肝心の女性が故人なので、一緒に撮った写真とか手紙があるか、といったことで裁判所は父子関係の存否を判断します。

多額の現金と引き替えの認知の放棄ですが、認知自体は子供の権利なので、親が放棄しても無効です。親に払ったものなので生前贈与にももちろんなりません。生みの母親に死なれ、もしかしたらきょうだいいないかもしれないので、せめて父親との血縁



関係を明らかにしたいと考えたかもしれません。

相続のやり直しのご心配ですが、相手から遺産分割請求がなされても、改めてやり直す必要はありません。もし株や不動産の価格が2年半の間に下がってればその額を基準に総額を決め、子供の分の6分の1がその女性の取り分になるので、子供さん5人それぞれがもらい過ぎていた分を価格弁償で支払うことになりません。とはいえまたまた、大変面倒なことだとお察しします。